

豊橋市エコアクションプランについて

1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における計画の位置づけ

地球温暖化対策実行計画（法第 21 条 1 項）
 地方公共団体は、国の地球温暖化対策計画に即して、自治体の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減や吸収作用の保全・強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定する。

区域施策編（法第 21 条第 3 項）
 21 条第 2 項のほか、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める。

事務事業編（法第 21 条第 2 項）
 地方公共団体実行計画は次に掲げる項目について定める。
 ・ 計画期間
 ・ 計画の目標
 ・ 実施内容
 ・ その他必要項目

区域施策編：「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」

- 対象区域：市域全体
- 対象者：市民・事業者・市役所すべて
- 施策に関する事項
 - ・ 地域にあった再生可能エネルギーの利用促進
 - ・ 省エネタイプの製品・サービスの利用促進、事業者や住民の省エネ行動の促進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、都市の緑化
 - ・ ごみ減量やリサイクルの推進
 - ・ 環境教育など

事務事業編：「豊橋市エコアクションプラン」

- 対象区域：市役所の施設
- 対象者：市（市役所のすべての事務・事業）
- 施策に関する事項
 - ・ 二酸化炭素排出量の削減
 - ・ 省資源（用紙購入量や水道使用量などの減）
 - ・ ごみ減量やリサイクルの推進 など

温室効果ガスなどの排出量の状況や、施策の実施状況を推進会議にて報告・公表

とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）

- ・ エコアクションプランの進捗を市独自のエコマネジメントシステムにて管理
- ・ 職員による内部監査の実施
- ・ 計画および実績の報告、公表